

別紙

諮問第1065、1066号

答 申

1 審査会の結論

東京都東部学校経営支援センター（東 28）電話設備改修工事経費計算書及び都立調布特別支援学校（28）電話設備改修工事経費計算書について、不存在を理由として非開示とした決定はいずれも妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都東部学校経営支援センター（東 28）電話設備改修工事経費計算書」及び「都立調布特別支援学校（28）電話設備改修工事経費計算書」の開示請求（以下、審査請求人が求める 2 件の文書を合わせて「本件請求文書」という。）に対し、東京都教育委員会が平成 29 年 1 月 13 日付けでそれぞれの請求に対して行った 2 件の非開示決定について、取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

経費計算書は計算過程の証拠書類なので、作成する必要があることから、処分は違法・不当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

（1）「東京都東部学校経営支援センター（東 28）電話設備改修工事経費計算書」の非開示決定（以下「本件決定 1」という。）の非開示理由について

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額で構成され、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分される。算出方法は、最初に直接工事費を算出し、その後、定められた率、若しくは数式を用いて共通費を算出し、最後に消費税を加算して工事費の算定が完了する。

算出された工事費の積算の結果は、東京都工事施行規程（昭和 46 年東京都訓令甲第 15 号。以下「工事施行規程」という。）により、工事設計内容の確定手続に必要な書類として位置付けられている「工事設計内訳書」に集計される。なお、別途請求のあった「工事設計内訳書」については、条例 11 条 1 項の規定により、公文書の全部を開示とする処分を行った。

一方、共通費の算出過程で審査請求人が作成すべきと主張する「経費計算書」については、工事施行規程により、工事設計内容の確定手続に必要な書類として位置付けられていないため、定められた様式等もなく、記録、保存はしていなかったため、現存しない。

また、審査請求人が審査請求の手続で提出した反論書で指摘した「営繕積算システム（R I B C）」については、確かに同システムでは直接工事費の集計のほか、共通費の計算も行うことができ、共通費の計算を行った場合は、その結果も保存される。しかし、本件では、直接工事費の積算及び共通費の算定に当たって同システムを使用していなかったため、同システムにも記録、保存がされていない。

なお、同システムの使用義務について規定したものはないが、より一層適正な積算に資するため、現在は同システムを使用して、共通費の計算を行っている。

以上のとおり本件開示請求の「経費計算書」については、不存在を理由として条例 11 条 2 項に基づき非開示としたものである。

(2) 「都立調布特別支援学校 (28) 電話設備改修工事経費計算書」の非開示決定（以下「本件決定 2」という。）の非開示理由について

前記（1）と同じ理由により、非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成29年 3月 6日	諮問（諮問第1065号及び第1066号）
平成30年 6月14日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第1065号及び第1066号）
平成30年 6月21日	新規概要説明及び内容審議（第190回第一部会）
平成30年 7月25日	内容審議（第191回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1065号及び第1066号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

イ 工事の積算に関する各規程について

工事施行規程は、1条でその目的を、東京都における工事の施行についての基本的な事項を定め工事の円滑かつ適正な施行を図ることとしている。同規程8条1項では、工事設計内容の確定手続は、同項各号に規定する書類から構成する設計書により行わなければならないと規定し、同条2項で、同条1項4号に規定する工事設計内訳書は工種別内訳書その他の局長が必要と認める書類をもって構成する旨規定している。また、同規程9条1項及び2項で、設計は、別に局長が定める設計基準に基づき行うものとし、同規定に基づき、東京都財務局では建築工事の積算に必要な事項（以下「積算基準」という。）を定め、第一本庁舎の都民情報ルームで閲覧に供している。

実施機関では、工事施行規程及び積算基準を準用し、その工事を施行することとしている。

ウ 積算基準に定める工事費の構成及び共通費の各区分の算出方法について

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分され、直接工事費とは、工事も

的物を造るために直接必要とする費用であり、棟別、工事範囲別などにより種目を設定する。共通費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分されるものである。

共通費のうち共通仮設費とは、工事で共通的に使用する仮設に関する費用であり、費用を積上げにより算定する方式(以下「積上げ方式」という。)によるか、共通仮設費率を用いて算定する方式のいずれかによるものとされており、共通仮設費率により算定する場合には、一定の係数と直接工事費と積算工期を用いて定められた数式により算出した比率を、直接工事費に乗じることで共通仮設費を算定する。なお、直接工事費と共通仮設費とを合計した費用を純工事費という。

現場管理費とは、工事の施工に当たり工事現場を管理運営するために必要な費用であり、積上げ方式か、現場管理費率により算定する方式かのいずれかによるとされており、現場管理費率により算定する場合には、一定の係数と純工事費と積算工期を用いて定められた数式により算出した比率を、純工事費に乗じることで現場管理費を算定する。なお、純工事費と現場管理費とを合計した費用を工事原価という。

一般管理費等とは、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用であり、工事原価に対する比率(以下「一般管理費等率」という。)により算定する。ただし、この比率に含まれないものは積上げ方式により算定することとなっている。

以上の共通費の各区分を算定する際の各比率を算出する数式は、積算基準に、業種、新築・改修及び金額の別に応じて定められたものが掲載されている。

エ 本件請求文書の不存在について

審査請求人は、本件請求文書を計算過程の証拠書類として作成する必要があるので、当該書類は存在するはずであると主張する。

一方、実施機関は、工事施行規程において、本件請求文書は工事設計内容の確定手続に必要な書類として位置付けられておらず、したがって定められた様式等もないと説明する。

そこで、工事施行規程を確認したところ、同規程8条1項各号に工事設計書の構成等が規定されており、工事設計書は、工事設計概括書、設計図面、工事仕様書、工事設計内訳書及びその他局長が必要と認める書類から構成されることになっている。また、同条2項で、このうち4号に該当する工事設計内訳書は、工種別内訳書その他の局長が必要と認める書類をもって構成するとされており、これらの書類の詳細は積算基準により規定されており、以下のとおりである。

工事設計内訳書の構成は、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書、別紙明細書の順に細分化して整理し、いずれも、定まった標準書式がある。

種目別内訳書の記載は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額の種目別に区分することとされている。

科目別内訳書は、種目別内訳書において区分した工事種目の直接工事費の内訳を記載するものであり、下位に位置付けられる3つの書類（中科目別内訳書、細目別内訳書及び別紙明細書）についても、直接工事費に係る内容を記載するものである。

また、積算基準の第2.4.1（共通費の算定）では、「共通費は…区分し、それぞれ『一式』として計上する」旨規定されている。

したがって、実施機関における工事の積算では、共通費について特段詳細な内訳や計算過程の記録を義務付ける規定はなく、あわせて、営繕積算システムを使用して積算を行うことを義務付ける規定も見当たらないため、本件請求文書を作成していないこと自体は不合理なものではない。

また、審査請求人は、本件請求文書は計算過程の証拠書類であるため、不存在はあり得ないと主張するが、実施機関に確認したところ、本件決定1及び2に係る共通費の各区分の積算に際しては、積算基準で定められた乗率及び数式を使用しており、指数関数計算の機能がある電卓（いわゆる「関数電卓」）を用いて算出できるため、特段、本件請求文書を作成しておらず、また、営繕積算システムも使用していないことから、本件請求文書に相当するデータの保存もしていないとのことである。

そこで、審査会が本件審査請求に係る各工事の共通費の算出方法を確認したところ、いずれも、積上げ方式ではなく、各比率（共通仮設費率、現場管理費率又は一般管理費等率）を用いて算定する方式により計上されており、算出に当たっては工期の計算、率補正等所要の条件を確認しながら計算する必要があるものの、関数電卓を用いると共通費の各区分の算出は比較的容易に行えることが判明した。したがって、本件請求文書を作成しておらず、これに相当するデータも保存していないという実施機関の説明は、不自然なものとはいえない。

また、審査会が各工事の契約書類の提出を受けて内容を確認したところ、本件請求文書に相当するような書類は綴られていなかった。

以上のことを踏まえると、本件請求文書について不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも